平成19年3月23日付け付議第1号事件 ほか

準備書面(12) (今後の進行について)

> 2010(平成22)年3月29日 (次回期日3月31日)

電波監理審議会主任審理官 殿

異議申立人ら代理人

弁護士 海 渡 雄 一

同 只野 靖

同村上一也

1 平成22年3月17日付総務大臣準備書面(20)について

異議申立人らは、本年3月25日に、平成22年3月17日付総務大臣準備書面(20) を受領した。

総務大臣が準備書面 (20) で述べていることは、ようするに、まだ日本提案のタイプ 2 は、CISPR としての最終意見で否定されたわけではないということであろう。

しかし、すでに異議申立人ら準備書面(11)において述べたとおり、各国の CISPR 国内委員会からのコメントでは、日本提案のタイプ2(タイプ2が日本提案の技術基準とほぼ同様であることは総務大臣準備書面(20)6頁)を支持する国は、日本以外にはなかった。日本提案のタイプ2については、むしろ,その提案内容の不備が多々指摘されている。これらタイプ2についての各国の CISPR 国内委員会からのコメントをみれば、タイプ2が採用される可能性は皆無である。

その他、総務大臣の準備書面(20)に関しては、必要に応じて、次回までに認否および 反論をする。

なお、上記書面は3月17日付となっていることからすると、総務大臣は同日電波監理 審議会主任審理官に提出したものと思われるが、そうであれば、なぜ速やかに異議申立人 らに送付されなかったのか、釈然としない。

この点を含めて、本件での審理手続(事務手続)には問題が多数あるので、下記3において改善を求めたい点をまとめた。

2 今後の進行について

(1) 総務大臣は、日本提案のタイプ 2 がなぜ支持されていないのか、その検討結果を説明 すべきである

総務大臣は、CISPR SC-I での審議状況について、異議申立人らから指摘されるまで沈黙していた。このこと自体、本件審理に求められる信義則に反しているというべきである。その点はいったん措くとしても、総務大臣は、日本提案のタイプ 2 はまだ最終的に否定されたわけではないというが、しかし、各国から全く支持を受けていないのは事実であり、異常事態というべきである。総務大臣は、日本提案のタイプ 2 がなぜ支持されていないのか、その検討結果を説明すべきである。

- (2) なお、異議申立人らは、本件のこれまでの審理状況をふまえて、さらに専門家の意見書を準備することを検討している。
- 3 本件での審理手続(事務手続)についての要望
- (1) 準備書面と証拠・証拠説明書については、異議申立人らと総務大臣との間においては、原則として、直送していただきたい。
- (2) 関係者多数につき、次回審理日(次々回審理日)については、原則として、審理日において調整していただきたい(現在の電話・メールでの調整は止めていただきたい)。
- (3) 準備書面の提出期限および審理日は、それまでの主張・立証内容を踏まえて、合理的に定めていただきたい。たとえば、今回の平成22年3月17日付総務大臣の準備書面(20)は、異議申立人らが提出した本年1月15日付の準備書面に対する反論であり、この点に関する異議申立人らの主張は、総務大臣の準備書面(20)に対応させる必要があるところ、双方に対して審理日の2週間前までに準備書面の提出を求める方法では、このような主張を対応させることはできない(準備書面を直送していない現在の方法ではなおさらである)。今回の場合でいえば、準備書面の提出に関しては、たとえば、総務大臣に対しては2月末まで、異議申立人らに対しては3月25日までとするなど、審理を能率的に進めていただきたい。